

証券コード9561
2026年3月12日

株 主 各 位

大阪府中央区瓦町2丁目4番7号
新瓦町ビル8階
株式会社グラッドキューブ
代表取締役CEO 金 島 弘 樹

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.glad-cube.com/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスいただき、銘柄名に「グラッドキューブ」又はコードに「9561」
を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後7時までを必着に、ご送付くださいますようお願い申し上げます。また、議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区平野町4丁目2番3号 オービック御堂筋ビル2階
オービックホール ホールD+E

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第19期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

以 上

-
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集のご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - * ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - * 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - * 総会ご出席株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第19期定時株主総会におけるライブ配信に関するご案内

本総会におきましては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただけるよう、オンラインでのライブ配信を実施いたします。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

記

1. ライブ配信について

ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる確認を経て、オンライン（Zoom）で配信されるライブ中継動画を視聴いただくものであります。

2. 参加の手続き

- (1) 本ライブ配信へ参加される株主様は、別紙にてお送りする書面に記載の「ライブ配信サイト」のリンクにアクセスのうえ、同書面に記載のID及びパスワードを入力してください。
- (2) 本ライブ配信へ参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。

3. 配信日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※2026年3月27日午前9時50分より配信ページにアクセスいただけます。

4. その他、注意事項

- (1) 当日ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ず会場に出席される株主様のお姿が映りこんでしまう可能性がございます。
- (2) 本ライブ配信の写真撮影、録音、録画及びSNSなどへのアップロードはご遠慮ください。悪質な利用が認められた場合は、ご視聴を制限する場合があります。
- (3) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本ライブ配信参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。

- (5) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (6) 本ライブ配信に参加いただけるのは、当社株主名簿（2025年12月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。また、ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- (7) 本ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (8) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、本ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://corp.glad-cube.com/>）においてお知らせいたします。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的かつ円滑な経営体制の維持及びガバナンスの強化を図るため、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の取締役候補者の選任に関して、監査等委員会において検討した結果、いずれの候補者も当社の取締役として適任であり、特段述べるべき事項はないとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かねしまひろき 金島弘樹 (再任) (1979年5月17日生)	2002年1月 株式会社エイワ入社 2007年1月 合同会社GLAD CUBE 設立 取締役就任 2008年2月 株式会社グラッドキューブに組織変更 代表取締役就任 2014年1月 当社代表取締役CEO就任（現任） 2025年5月 SPAIA, Inc. CEO就任（現任） ----- (重要な兼職の状況) SPAIA, Inc. CEO	5,370,000株
	選任理由	金島弘樹氏は、当社の創業者であり、経営、IT、マーケティング、ファイナンス等の分野における幅広い経験と実績、識見を有しており、事業全体の牽引と強化拡大に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
	活動状況	取締役会出席 16回/16回 (100%)	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	たから べ ゆ き 財 部 友 希 (再任) (戸籍上の氏名：畝田 友希) (1970年7月6日生)	2006年7月 イケアジャパン株式会社入社 2011年9月 アクセンチュア株式会社入社 2012年8月 株式会社Catch 設立 代表取締役就任 2014年1月 当社入社取締役COO就任 2019年1月 当社取締役CFO就任 2020年4月 当社取締役COO/IRO就任 2022年3月 当社取締役CIRO/経営企画部長就任 2023年3月 当社専務取締役CIRO/経営企画部本部長就任 2023年12月 株式会社サンワカンパニー (現株式会社ミラタップ) 社外取締役就任 (現任) 2025年1月 当社専務取締役CIRO/コーポレート本部長就任 2025年8月 当社専務取締役CFO/コーポレート本部長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミラタップ社外取締役	174,000株
	選任理由	財部友希氏は、経営者としての豊富な経験と識見を有し、当社のCFOとして、財務戦略の立案やIR・PR活動の基盤強化を牽引しております。同氏の事業全体への深い理解は、当社の企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
	活動状況	取締役会出席 16回/16回 (100%)	
3	かね しま ゆう き 金 島 由 樹 (再任) (1984年10月30日生)	2011年1月 当社入社 2020年7月 当社プロモーション統括本部執行役員就任 2022年3月 当社取締役プロモーション統括本部長就任 2023年3月 当社取締役COO/プロモーション統括本部長就任 (現任)	190,000株
	選任理由	金島由樹氏は、当社入社以来、担当するプロモーション統括本部の業績へ寄与しており、当社の企業価値向上に大きく貢献しております。これらの点を踏まえ、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
	活動状況	取締役会出席 16回/16回 (100%)	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	うえすぎ たつ お夫 上 杉 辰 夫 (再任) (1964年9月22日生)	1987年4月 Apple Computer,inc (現Apple inc.) 入社 1991年5月 International Business Machines Corporation 入社 1993年10月 Global Micro Solutions, Inc. 設立 代表取締役社長就任 (現任) 2001年10月 GMS Japan株式会社設立 代表取締役会長就任 (現任) 2010年6月 Social Rewards, Inc. 設立 CTO就任 (現任) 2015年7月 当社社外取締役就任 2025年5月 当社取締役就任 (現任) 2025年5月 SPAIA, Inc. COO就任 (現任) (重要な兼職の状況) Global Micro Solutions,Inc. 代表取締役社長 Social Rewards, Inc. CTO GMS Japan株式会社代表取締役会長 SPAIA, Inc. COO	42,000株
	選任理由	上杉辰夫氏は、経営者として会社経営に関する豊富な知識と経験を有し、当社の経営体制強化に大きく貢献しております。現在は米国子会社SPAIA, Inc.のCOO (最高執行責任者) としてグローバル展開を牽引しており、その高い執行能力と識見は当社のさらなる成長に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
	活動状況	取締役会出席 16回/16回 (100%)	

- (注) 1. 金島弘樹氏は、当社の親会社等 (支配株主) に該当いたします。なお、同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。また、その他の各取締役候補者と当社との間にも、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 減少の理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、「戦略的財務政策」を推進しております。本議案は、適切な税制の適用を通じて当社グループの成長戦略をより強力に推進し、また今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を、同法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少させる資本金の額

資本金の額 372,853千円のうち、342,853千円を減少させ、30,000千円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月22日（予定）

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少させる資本準備金の額

資本準備金の額 362,558千円の全額を減少させ、0円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2026年5月22日（予定）

4. 減少する資本金及び資本準備金の額の処分方法

減少する資本金の額342,853千円及び資本準備金の額362,558千円の全額（合計705,411千円）を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

5. その他

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金及び資本準備金の額並びに減少後の資本金及び資本準備金の額が変動いたします。

以 上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「世界中の人々に笑顔と喜び (glad) を届ける」ことをビジョンに掲げ、人々の喜びをカタチにする企業として、社会への新たな価値を創造するビジネスを展開しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、各種政策の効果により緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇による個人消費への影響、米国の通商政策の変化、国際情勢の不透明感や為替変動などの影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主力事業が属するマーケティングDX事業における国内インターネット広告市場につきまして、2024年の市場規模は、動画広告市場の拡大等により堅調に伸長し、前年比9.6%増の3.6兆円と過去最高を更新しました。総広告費における構成比は47.6%を占め、社会のデジタル化を背景として広告市場全体の成長をけん引し続けております（出所：株式会社電通「2024年 日本の広告費」）。世界的な広告成長率は4.9%と世界経済成長率2.8%を上回る成長率となる見込みであり、その主要因はデジタル広告である（出所：株式会社電通グループ「2025年世界広告費成長率予測（更新版）」）ことから、今後のインターネット広告市場は拡大傾向にあると予測されます。

さらに、当社グループがウェブサイト解析・改善支援を提供する国内SaaS市場においては、労働人口の減少が見込まれる中、働き方改革、生産性向上を実現するために、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進や生成AI技術の普及により、2029年には3.3兆円に達すると予想されており、引き続き需要の拡大が見込まれます（出所：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2025年版」、スマートキャンプ株式会社「SaaS業界レポート」）。

一方、ITサービス市場においても、企業のDX投資や生成AI、ビッグデータ解析等の需要は引き続き堅調に推移しているものの、IT人材の不足は顕著であり、今後の技術革新を推進していくうえでの課題を抱えております。この状況によりシステム開発を外部委託する動きを後押しし、今後も委託需要は拡大するものと予想されます。

このような経済環境の中、当社グループの「マーケティングDX事業」において主要プロダクトの「SiTest（サイトテスト）」を起点としたクロスセルにより、広告やクリエイティブ領域を含めた収益拡大を図りました。SiTestにおいては、AIを活用したAI診断やAIアバターを活用できるSiTest エンゲージなどの拡張機能を継続的に追加し、ユーザーのニーズに応えるソリューションを提供しております。

テクノロジー事業では、競馬予想AIシステム「SPAIA競馬」のサービス拡大に加え、生成AIを

用いたデータ分析やシステム開発及び改修、企画提案型の受託開発など、当社の強みであるデータ解析力と開発力を活かした幅広い事業を展開してまいりました。

さらに、将来の成長基盤構築に向け、2025年5月に米国デラウェア州に拠点を置く海外子会社「SPAIA, Inc.」を設立し、当連結会計年度は同社のシステム開発に注力いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高1,755,413千円、売上総利益1,233,224千円、営業損失33,683千円、経常損失37,666千円、親会社株主に帰属する当期純損失31,658千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

事業ごとの売上高及びセグメント利益は、以下のとおりであります。

(マーケティングDX事業)

当連結会計年度における取り組みとして、SaaS事業につきましては、主要プロダクト「SiTest」の拡張機能として分析から改善提案までを一貫して行う「SiTest AI診断」をはじめ、AIアバターが動画接客とパーソナライズで営業支援を行う「SiTest エンゲージ」など、複数のサービス提供を開始いたしました。安定的に収益を創出しているSiTestに続くプロダクトとして、生成AI時代における検索環境の変化に対応するため、Webサイト構造及びコンテンツの解析・改善を支援するソリューション「LLMOA (エルモア)」の提供を開始いたしました。

ネット広告事業につきましては、引き続き営業体制の強化による既存顧客からの継続的な発注依頼、協業パートナー企業からの案件受注を推し進めております。業務提携先企業への人材派遣を通じたマーケティング支援が、新たな広告案件の受注へと繋がっております。

シナジー効果の高いSaaS事業とネット広告事業の統合型成長モデルが構築できた結果、当連結会計年度における売上高は1,496,131千円、セグメント利益は528,450千円となりました。

(テクノロジー事業)

当連結会計年度における取り組みとして、DX開発事業につきましては、受託開発部門の再生に取り組み、開発体制及びプロジェクト管理の高度化を推進いたしました。受託開発を基盤としながらSaaS型ビジネスへと事業領域を拡張するため、生成AIアバター動画サービス「AvaTwin (アバツイン)」を開発・展開し、サービス領域の拡大と知名度向上を図りました。

SPAIA事業において、「SPAIA競馬」では、更なる顧客満足度向上を目的としたシステム開発・改修などのサービス改善、UI/UX改善施策を実施、YouTubeチャンネル等SNSでの発信等

を行い会員数増加を図ってまいりました。

2025年2月には、LINEヤフー株式会社が運営するスポーツ情報サイト「スポーツナビ」に対してカーリング競技における「一投速報」の提供を開始いたしました。2025年4月には、MBSラジオが放送する野球中継番組「MBSベースボールパーク」と連携し、プロ野球の勝敗予想コンテンツ「SPAIAチャレンジ」と連動した「AI虎イアル」の提供を行いました。

これらの取り組みの結果、SPAIA全体の会員数は15万2千393人（前期比1万4千20人増）となりました。

なお、当連結会計年度に設立したSPAIA, Inc.においては、米国競馬予想システム（STABLE GENIUS）開発フェーズにあり、売上計上前のため、先行投資コストが発生しております。この結果、当連結会計年度における売上高は259,281千円、セグメント損失は308,752千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は11,337千円です。その主なものは、マーケティングDX事業の主力サービスであるSiTestの機能拡充を目的としたシステム開発への設備投資9,359千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関より、運転資金等の拡充を目的として長期借入金100,000千円の資金調達を行っております。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 千円)

区 分	第19期(当期) 2025年1月から 2025年12月まで
売 上 高	1,755,413
経 常 損 失 (△)	△37,666
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△31,658
1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.76
総 資 産	2,174,023
純 資 産	717,501

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 千円)

区 分	第16期 2022年1月から 2022年12月まで	第17期 2023年1月から 2023年12月まで	第18期 2024年1月から 2024年12月まで	第19期(当期) 2025年1月から 2025年12月まで
売 上 高	1,480,636	1,523,120	1,559,020	1,772,970
経常利益又は経常損失(△)	455,536	141,757	△274,367	△14,282
当期純利益又は当期純損失(△)	297,162	58,882	△629,039	△4,155
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	39.13	7.22	△76.37	△0.49
総 資 産	2,908,069	3,223,909	2,570,910	2,157,106
純 資 産	1,316,974	1,377,475	750,348	748,295

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 当社は2022年6月11日を効力発生日として、普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

① 事業の収益基盤の強化及び加速

当社グループにおいては、マーケティングDX事業、テクノロジー事業の各事業における収益基盤のさらなる強化が重要な課題であると認識しております。

主たる収益基盤であるマーケティングDX事業においては、主要プロダクトであるSiTestに続く新規サービスの展開による平均顧客単価の向上と、ネット広告事業との連携強化を通じた顧客基盤の拡大を推進し、持続的な成長の実現を図ってまいります。

テクノロジー事業のDX開発においては、受託開発におけるプロジェクトマネジメント体制の強化に加え、自社プロダクトの認知度向上及び顧客基盤の拡大、販売パートナーの獲得を進めることで、事業基盤の強化と収益性の向上に取り組んでまいります。

テクノロジー事業のSPAIAにおいては、「SPAIA競馬」を中心としたユーザー数の拡大及び有料会員の増加に加え、ウィジェット提供先の開拓を推進し、収益機会の拡大を図ってまいります。

② 新サービスの収益化と新プロダクト開発への取組み

マーケティングDX事業のSaaSにおいては、2025年度に複数の新規プロダクト及びサービスを展開しており、市場ニーズを的確に捉えたAI関連プロダクトの継続的な開発及び提供体制の構築が重要な課題であると認識しております。

また、事業性及び収益性の観点から、サービスの選択と集中を適切に行い、早期に意思決定できる事業運営体制の整備を進めることで、収益化の加速及び事業ポートフォリオの最適化を図ってまいります。

③ 優秀な人材の確保及び育成

当社グループは、事業の拡大や新規事業への進出を行っていく中で、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。

優秀な人材を確保するため、継続的な採用活動を通じて、当社グループのフィロソフィーに合った人材の確保を進めてまいります。また、持続的な成長を支える人材を育成するため、社内における教育体制の強化による能力開発強化、透明性のある評価制度の構築等に取り組み、高いモチベーションと高い生産性を発揮できる体制の構築を図ってまいります。

④ 情報セキュリティのリスク対応強化

当社グループにおいては、ウイルスや不正アクセス等による外部からのシステム侵入、システム障害、ならびに役職員及びパートナー事業者の過誤による情報漏えいや業務停止等のリスクを低減することが重要な課題であると認識しております。

このため、ISMS及びプライバシーマークの認証維持・運用に加え、シングルサインオン（SSO）の導入等によるシステム統制の強化、職場環境の整備、ならびに定期的な社内教育の実施を通じて、情報セキュリティ体制の継続的な強化に取り組んでまいります。

⑤ 迅速な意思決定を行うための組織体制の強化

当社グループにおいては、事業環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、意思決定プロセスの高度化及び組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、ゼネラルマネージャ以上の役職者を中心に、事業部の枠組みを超えて、各事業の数値状況やプロダクト戦略等を横断的に共有・協議する場を設け、建設的な議論を通じてタイムリーかつスピーディーな経営判断が行える体制の構築を進めております。

さらに、意思決定の迅速化を図る観点から、適切な権限委譲及び責任範囲の明確化を進めることで、現場における判断スピードの向上と組織全体の機動力強化に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループが急速な事業環境の変化に適用し、持続的に成長を遂げていくためには、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。

このため、事業規模や成長ステージに合わせたコーポレート機能を拡充するとともに、経営の公平性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、経営上のリスクを適切に把握し当該リスクを適切にコントロールするための体制強化や、内部監査部門による定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会による監査の実施によるコーポレートガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SPAIA, Inc.	509千 米ドル	96.74%	グローバル競馬AI予想プラットフォーム事業

(注) SPAIA, Inc.は、2025年5月21日に設立し連結子会社としております。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業部門	事業内容
マーケティングDX事業	SaaS (ウェブサイト解析・改善SaaS、リスクリング、生成AI) ネット広告 (インターネット広告運用、コンサルティング) クリエイティブ (ウェブサイト制作、動画制作)
テクノロジー事業	SPAIA (スポーツ×AI×データ解析、自社開発スポーツメディアSPAIAの運営、 グローバル競馬プラットフォームの構築) DRAGON DATA CENTER (各種スポーツデータの取扱) DX開発 (デジタル技術を活用し、革新的なソリューションの提供) UI/UX (サイトのUI/UX改善)

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪市中央区
東京支社	東京都港区

② 子会社

名称	所在地
SPAIA, Inc. 本社	米国 デラウェア州

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

使用人数	前期末比増減
106名	—

- (注) 1. 子会社は当期に設立しているため、前期末比増減については記載しておりません。
2. 使用人数は就業人数であります。臨時雇用者数9名は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106名	15名減	34.2歳	4.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であります。臨時雇用者数9名は含めておりません。
2. 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 関西みらい銀行	134,189千円
株式会社 南都銀行	127,524千円
株式会社 みずほ銀行	119,793千円
株式会社 商工組合中央金庫	91,150千円
株式会社 紀陽銀行	80,008千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,700,000株
(2) 発行済株式の総数 8,433,540株 (自己株式32株を含む。)
(3) 株主数 1,918名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ゴ ー ル ド ア イ ラ ン ド	3,900,000株	46.24%
金 島 弘 樹	1,470,000株	17.43%
MICイノベーション4号投資事業有限責任組合	377,500株	4.47%
山 地 智 功	250,000株	2.96%
金 島 由 樹	190,000株	2.25%
畝 田 友 希	174,000株	2.06%
楽 天 証 券 株 式 会 社	110,100株	1.30%
新 妻 晋	49,600株	0.58%
上 田 博 康	46,600株	0.55%
鶴 原 真 央	43,000株	0.50%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下の端数を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有状況

名 称	第 8 回 新 株 予 約 権
決 議 年 月 日	2021年3月25日
付与対象者の区分、人数 及び新株予約権の個数	当社取締役1名 3,000個 社外取締役－
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数	普通株式 18,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 677円
新株予約権の行使期間	自 2023年4月1日 至 2031年2月28日

(注) 1. 新株予約権（以下本項において「本新株予約権」という。）の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
 - ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
2. 新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとなっております。

3. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の発行価額」、「新株予約権の行使時の払込金額」は、調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	金 島 弘 樹	CEO、SPAIA, Inc. CEO
専 務 取 締 役	財 部 友 希 (戸籍名：畝田友希)	CFO・コーポレート本部長 株式会社ミラタップ 社外取締役
取 締 役	西 村 美 希	CAO・経営戦略部長
取 締 役	金 島 由 樹	COO・プロモーション統括本部長
取 締 役	上 杉 辰 夫	SPAIA, Inc. COO Global Micro Solutions Inc. 代表取締役社長 Social Rewards, Inc. CTO GMS Japan株式会社 代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員／常勤)	久 保 田 匡 美 (戸籍名：齋藤匡美)	久保田匡美公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	池 原 浩 一	池原公認会計士事務所 所長 日本セラミック株式会社 社外取締役 (監査等委員) アクシスITパートナーズ株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	樋 口 宣 人	株式会社天地人 執行役員COO

- (注) 1. 久保田匡美氏、池原浩一氏及び樋口宣人氏は、社外取締役であります。
2. 久保田匡美氏、池原浩一氏及び樋口宣人氏は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、監査等委員である取締役に就任いたしました。
3. 当社は監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者の監査が必要と判断し、久保田匡美氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 久保田匡美氏、池原浩一氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、久保田匡美氏、池原浩一氏及び樋口宣人氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出を行っております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	担任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
森住曜二	2025年3月28日	辞任	社外取締役 森住曜二公認会計士事務所 所長 株式会社ダイケン 社外監査役 ローランド株式会社 社外監査役
北口正幸	2025年8月8日	任期満了	社外監査役 北口公認会計士事務所 所長 招和法律事務所 代表 日本ハム株式会社 社外監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員である取締役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員を含む。）、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(6) 取締役の報酬等

当社の役員報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容の概要は、次の通りであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐できる人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬から構成されており、社外取締役の報酬は、経営陣から独立した立場から経営の監督機能を担う役割であるため、固定報酬である基本報酬のみとしています。

また、監査監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み固定報酬のみとしています。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、当社の業績や経営状況、過去の実績、使用人とのバランス等を総合的に勘案して決定しています。

③ 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績目標を反映した金銭報酬とし、事業年度の連結及び個別の当期純利益の達成度合いに基づき総合的に勘案のうえ決定し、基本報酬と合わせて支給しています。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営環境・事業環境、職責及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を考慮し、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定しています。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、報酬の合理性や公正性を確保するために、報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に委任しております。

報酬委員会は、代表取締役CEO 金島弘樹、専務取締役CFO 財部友希及び社外取締役（監査等委員）3名（久保田匡美、池原浩一、樋口宣人）により構成され、報酬委員会委員長は社外取締役（監査等委員）の池原浩一が務めております。

報酬委員会に委任した理由は、ガバナンス強化の観点から、社外取締役が過半数参加することで、役員報酬決定に至る一層の透明性、妥当性が確保できるものと判断したためです。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対象となる 役員の数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6 (2)	96,922 (2,000)	96,922 (2,000)	— (—)	— (—)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	4,850 (4,850)	4,850 (4,850)	— (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6,880 (6,880)	6,880 (6,880)	— (—)	— (—)

- (注) 1. 当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。本表の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する支給人数及び報酬額は、本移行前の期間に係るものを含んでおります。
- また、対象となる監査役の支給人数及び報酬額は、本移行前の期間に係るものであり、対象となる監査等委員である取締役に対する支給人数及び報酬額は、本移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、基本報酬については、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、年額350,000千円以内と決議いただいております。
- 当該株主総会終結時点における取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名 (うち、社外取締役0名) です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、基本報酬については、2025年8月8日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
- 当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は3名 (うち、社外取締役3名) です。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第9期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名 (うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役3名 (うち社外取締役3名) の計8名であります。
- 上記表の支給人数と相違しているのは、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであります。

(7) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）久保田匡美氏及び取締役（監査等委員）池原浩一氏並びに取締役（監査等委員）樋口宣人氏の「取締役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取 締 役 会 出 席 率	監 査 等 委 員 会 出 席 率	監 査 役 会 出 席 率	発言状況及び社外取締役期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役	上 杉 辰 夫	100% (5/5回)	—	—	主に米国IT企業の経営者としての豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
	森 住 曜 二	100% (4/4回)	—	—	主に公認会計士としての専門的な知識及び経験から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	久保田 匡 美	100% (16/16回)	100% (6/6回)	100% (10/10回)	主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
	池 原 浩 一	100% (16/16回)	100% (6/6回)	100% (10/10回)	主に公認会計士及び上場企業の実務経験（監査等委員）として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
	樋 口 宣 人	100% (6/6回)	100% (6/6回)	—	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社の監査強化に適切な役割を果たしました。
社外監査役	北 口 正 幸	90% (9/10回)	—	100% (10/10回)	主に弁護士及び公認会計士並びに上場企業の監査役として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。

- (注) 1. 当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。久保田匡美氏、池原浩一氏は、同日付で監査役を退任し、取締役（監査等委員）に就任しており、監査役会の開催回数、出席回数及び出席率は、本移行前の期間に係るものであり、監査等委員会の開催回数、出席回数及び出席率は、本移行後の期間に係るものであります。
2. 森住曜二氏は、2025年3月28日をもって社外取締役を辞任いたしました。
3. 上杉辰夫氏は、2025年5月21日をもって社外取締役から取締役へ役職変更いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を次のとおり取締役会で定め、本方針に基づき、内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。

なお、当社は2025年8月8日付で監査等委員会設置会社に移行しております。それに伴い、同日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ② 当社の取締役会は、当社グループの内部統制の基本方針を決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、職務の執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- ④ 当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準の定めにより、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存及び管理する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ② 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する体制及び当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役CEOは、管理部門担当取締役をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門責任者と連携しながら、当社グループのリスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」等社内の規程を整備し、当社グループ全体としてリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ③ 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役CEO、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
- ⑤ 内部通報制度を設け、社内外（常勤監査等委員・コンプライアンス責任者）に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 当社グループは、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路のほか、社内外（担当監査等委員・担当取締役）に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑦ 子会社の取締役及び使用人も「相談窓口」の利用対象者に含める。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理部門担当取締役が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- ② 当社グループ子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行状況や財務状況等重要情報について当社への報告を行う。
- ③ 内部監査室は、子会社の業務の適正性を定期的に監査し、その結果を代表取締役CEO及び監査等委員会に報告する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- ② 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けない。

(7) 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
- ③ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- ④ 監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

(8) その他監査等委員の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ③ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- ② 代表取締役CEOが直轄する内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適切性を損なう危険がある行為が発見された場合には、発見された行為の内容とそれがもたらす影響の程度等について、直ちに代表取締役CEOに報告する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とした「反社会的勢力排除に関する規程」を定める。

その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では、「取締役会規程」「稟議規程」等の社内規程に基づき、経営方針等の重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行について報告を受けております。取締役会においては独立した立場の社外取締役が経営の監視・監督を行い、十分に審議できる環境を確保しております。業務の執行に関しては、代表取締役CEOを中心に、業務執行取締役が効率的かつ迅速な意思決定を行っております。

(2) コンプライアンス及びリスク管理に関する取組み

「コンプライアンス規程」「リスク・コンプライアンス委員会規程」等の社内規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスクやインシデントの適切な把握・対応を行い、当社における持続的成長の阻害要因の排除・低減を図っております。

(3) 内部監査の実施

「内部監査規程」に基づき、内部監査室が内部監査計画書を作成し、各事業部の監査を行っております。監査結果については、代表取締役CEOに対して報告を行うとともに、その概要及び改善指摘事項について監査対象事業部にフィードバックを行っております。また、当該監査結果を取締役会及び監査等委員会に説明することで、社外取締役を含む取締役及び社外取締役を含む監査等委員との連携を図っております。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当事業年度における主な取り組みとして、内部統制評価計画書を作成し、内部統制評価を行っております。内部統制の監査状況及び結果について、内部統制委員会を3回開催し、当社グループの内部統制評価を実施しました。

(5) 監査等委員会の職務の執行

監査等委員は監査等委員会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員会では、監査計画の策定や監査等委員間での監査実施状況等の情報共有を行い、経営の監視・監督を行っております。また、取締役会をはじめ当社の重要な会議に出席

し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にヒアリングする機会を設けるほか、会計監査人や社外取締役（監査等委員）との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,921,483	流 動 負 債	1,062,770
現金及び預金	1,370,213	買掛金	406,349
売掛金及び契約資産	468,996	1年内返済予定の長期借入金	241,243
その他	139,957	未払費用	116,170
貸倒引当金	△57,683	未払法人税等	8,826
固 定 資 産	237,275	契約負債	129,484
有 形 固 定 資 産	26,600	その他	160,697
建物附属設備	25,482	固 定 負 債	393,751
工具、器具及び備品	1,117	社債	20,000
無 形 固 定 資 産	59,005	長期借入金	345,664
ソフトウェア	57,670	繰延税金負債	4,118
その他	1,334	その他	23,968
投 資 そ の 他 の 資 産	151,670	負 債 合 計	1,456,522
投資有価証券	81,676	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	11,616	株主資本	721,016
その他	58,739	資本金	372,853
貸倒引当金	△363	資本剰余金	362,780
繰 延 資 産	15,264	利益剰余金	△14,585
創立費	14,719	自己株式	△32
社債発行費	545	その他の包括利益累計額	△3,514
資 産 合 計	2,174,023	為替換算調整勘定	△3,514
		純 資 産 合 計	717,501
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,174,023

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,755,413
売上原価	522,188
売上総利益	1,233,224
販売費及び一般管理費	1,266,908
営業外損収	△33,683
受取利息	2,233
受取手数料	3,709
債務勘定整理益	2,656
為替差益	2,816
その他	305
営業外費用	
支払利息	8,782
株式交付費償却	1,641
投資事業組合運用損	2,060
その他	3,219
経常損失	△37,666
固定資産除却損	505
固定資産売却損	39
税金等調整前当期純損失	△38,210
法人税、住民税及び事業税	945
法人税等調整額	△7,498
当期純損失	△31,658
親会社株主に帰属する当期純損失	△31,658

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	371,751	361,556	17,072	△32	750,348
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,101	1,002			2,103
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△31,658		△31,658
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		222			222
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,101	1,224	△31,658	-	△29,332
当連結会計年度末残高	372,853	362,780	△14,585	△32	721,016

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額 合計	
当連結会計年度期首残高	-	-	750,348
当連結会計年度変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			2,103
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△31,658
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動			222
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△3,514	△3,514	△3,514
当連結会計年度変動額合計	△3,514	△3,514	△32,846
当連結会計年度末残高	△3,514	△3,514	717,501

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 SPAIA, Inc.

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるSPAIA, Inc.の決算日は9月30日であります。連結決算日との差異が3か月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては、SPAIA, Inc.の事業年度の末日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法によっております。

工具、器具及び備品は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりますが、顧客への財又はサービスの提供において当社グループがその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

イ. インターネット広告運用代行

マーケティングDX事業において、インターネット広告の運用代行を行っております。インターネット広告事業における主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

ロ. サブスクリプションサービス

マーケティングDX事業及びテクノロジー事業において、ウェブ上で利用するサブスクリプションサービスの自社開発及び提供を行っております。このようなツールの提供については、サービス提供期間の各締日ごとに履行義務が充足されるため、末日時点で収益を認識しております。

ハ. ソフトウェア開発

テクノロジー事業におけるソフトウェア開発の準委任契約に関しては、顧客との間で技術者の準委任契約を締結しており、主な履行義務は技術者の労働力の提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間においての契約に基づき、収益を毎月認識しております。

テクノロジー事業におけるソフトウェア開発の請負契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

- a. 創立費 創立にかかわる費用を創立費（繰延資産）として計上し、定額法により5年で償却しております。
- b. 株式交付費 新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計上し、定額法により3年で償却しております。
- c. 社債発行費 社債の発行にかかわる費用を社債発行費（繰延資産）として計上し、定額法により償還期間である5年で償却しております。

ロ. 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨へ換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨へ換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産

11,616千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得は、取締役会によって承認された各事業の事業計画等を基礎としており、課税所得の見積りの主要な仮定は、各事業の将来の売上高予測であります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

有形固定資産	26,600 千円
無形固定資産	59,005 千円
投資その他の資産	14,272 千円

上記金額には、共用資産が44,207千円含まれています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

資産グループに減損の兆候があると識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたします。

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された各事業の事業計画等を基礎としており、当該事業計画等の主要な仮定は、各事業の将来の売上高予測であります。

共用資産を含むより大きな単位において、2期連続して営業損失が生じており、減損の兆候が認められますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断したため、減損損失は計上しておりません。

翌連結会計年度において新たに固定資産を取得し、上述の主要な仮定について、事業環境等の前提条件が変動することにより、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合には、翌連結会計年度において固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	468,996千円
契約資産	－千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

19,852千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,433,540株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 90,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入によるものとする方針であります。

デリバティブ取引に関しましては、現在行っておらず、リスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である広告掲載媒体提供企業への買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は、主にSPAIA事業の運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日又は返済日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、短期間で決済される金融商品については時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 社 債 (※1)	60,000	60,000	—
② 長 期 借 入 金 (※2)	586,907	585,806	1,100
負 債 計	646,907	645,806	1,100

(※1) 社債は1年内償還予定の社債を含めております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
組合出資金	81,676

(※) 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時間算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
社 債	—	60,000	—	60,000
長 期 借 入 金	—	585,806	—	585,806
負 債 計	—	645,806	—	645,806

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を当該社債及び長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)」「4. 会計方針に関する事項」「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	85円08銭
1 株当たり当期純損失	△3円76銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

2026年2月13日開催の当社取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少について2026年3月27日開催予定の第19期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、適切な税制の適用を通じて当社グループの成長戦略をより強力に推進し、また、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を、同法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

① 減少させる資本金及び資本準備金の額

2026年2月13日時点の資本金の額372,853千円のうち、342,853千円を減少させ、30,000千円といたします。同じく同日時点の資本準備金362,558千円を全額減少させ、0円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、上記資本金及び資本準備金の額及び減少後の資本金及び資本準備金の額が変動いたします。

② 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額342,853千円及び資本準備金362,558千円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2026年2月13日 |
| ② 株主総会決議日 | 2026年3月27日 (予定) |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2026年4月15日 (予定) |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2026年5月16日 (予定) |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年5月22日 (予定) |

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,856,661	流 動 負 債	1,043,146
現金及び預金	1,287,833	買掛金	406,349
売掛金及び契約資産	486,553	1年内償還予定の社債	40,000
前渡金	94,664	1年内返済予定の長期借入金	241,243
前払費用	43,795	未払金	24,840
その他	1,497	未払費用	116,170
貸倒引当金	△57,683	未払法人税等	8,826
固 定 資 産	299,899	未払消費税等	53,696
有形固定資産	26,600	契約負債	129,484
建物附属設備	25,482	預り金	22,536
工具、器具及び備品	1,117	固 定 負 債	365,664
無形固定資産	59,005	社債	20,000
ソフトウェア	57,670	長期借入金	345,664
ソフトウェア仮勘定	1,334	負 債 合 計	1,408,810
投資その他の資産	214,294	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	81,676	株 主 資 本	748,295
破産更生債権等	363	資本金	372,853
長期前払費用	898	資本剰余金	362,558
繰延税金資産	11,616	資本準備金	362,558
その他	120,102	利益剰余金	12,916
貸倒引当金	△363	その他利益剰余金	12,916
繰 延 資 産	545	繰越利益剰余金	12,916
社債発行費	545	自 己 株 式	△32
資 産 合 計	2,157,106	純 資 産 合 計	748,295
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,157,106

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,772,970
売上原価	534,999
売上総利益	1,237,970
販売費及び一般管理費	1,249,412
営業損	△11,441
営業外収益	
受取利息	2,037
受取手数料	3,709
その他の	5,779
営業外費用	
支払利息	8,782
支払保証料	1,182
株式交付費償却	1,641
社債発行費償却	503
その他の	2,256
経常損	△14,282
経常特別損	
固定資産除却損	505
固定資産売却損	39
税引前当期純損失	△14,827
法人税、住民税及び事業税	945
法人税等調整額	△11,616
当期純損失	△4,155

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	371,751	361,556	361,556	17,072	17,072	△32	750,348	750,348
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,101	1,002	1,002				2,103	2,103
当 期 純 損 失 (△)				△4,155	△4,155		△4,155	△4,155
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	1,101	1,002	1,002	△4,155	△4,155	-	△2,052	△2,052
当 期 末 残 高	372,853	362,558	362,558	12,916	12,916	△32	748,295	748,295

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりますが、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理店に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

(1) インターネット広告運用代行

マーケティングDX事業において、インターネット広告の運用代行を行っております。インターネット広告事業における主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

(2) サブスクリプションサービス

マーケティングDX事業及びテクノロジー事業において、ウェブ上で利用するサブスクリプションサービスの自社開発及び提供を行っております。このようなツールの提供については、サービス提供期間の各締日ごとに履行義務が充足されるため、末日時点で収益を認識しております。

(3) ソフトウエア開発

テクノロジー事業におけるソフトウェア開発の準委任契約に関しては、顧客との間で技術者の準委任契約を締結しており、主な履行義務は技術者の労働力の提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間においての契約に基づき、収益を毎月認識しております。

テクノロジー事業におけるソフトウェア開発の請負契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計上し、定額法により3年で償却しております。

② 社債発行費

社債の発行にかかわる費用を社債発行費（繰延資産）として計上し、定額法により償還期間である5年で償却しております。

(2) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨へ換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表関係

前事業年度において、独立掲記していた「有形固定資産」の「減価償却累計額」は、計算書類の明瞭性を高めるため、当事業年度より各資産の項目の金額から直接控除して表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

2. 固定資産の減損損失

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	468,996千円
契約資産	17,556千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,852千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	17,556千円
② 長期金銭債権	－千円
③ 短期金銭債務	－千円
④ 長期金銭債務	－千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	17,556千円
売上高	17,556千円
仕入高	－千円
② 営業取引以外の取引高	－千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	32株
------	-----

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

資産調整勘定	68,522千円
減損損失	5,285 //
ソフトウェア	2,211 //
未払事業税	2,505 //
貸倒引当金	17,753 //
繰越欠損金	104,233 //
その他	20,712 //
繰延税金資産小計	221,224千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△104,233 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△105,374 //
評価性引当額小計	△209,607千円
繰延税金資産合計	11,616千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※)	－	－	－	－	－	△104,233	△104,233
評価性引当額	－	－	－	－	－	△104,233	△104,233
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	SPAIA, Inc.	所有 直接96.74 (注) 1	役員の兼務 2名	出資の引受 (注) 2	62,624	その他	62,624

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 議決権等の所有割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

2. 将来の株式取得を前提とした契約に基づく資金拠出であり、拠出金額の決定においては、当事者間の合意により決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」 「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

88円73銭

1株当たり当期純損失

△0円49銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月3日

株式会社グラッドキューブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 勝田 陽史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グラッドキューブの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラッドキューブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月3日

株式会社グラッドキューブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飛田貴史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝田陽史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グラッドキューブの2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月4日

株式会社ブラッドキューブ 監査等委員会

監査等委員 久保田 匡 美 ㊟

監査等委員 池 原 浩 一 ㊟

監査等委員 樋 口 宣 人 ㊟

(注) 監査役久保田匡美氏、池原浩一氏及び樋口宣人氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

大阪市中央区平野町4丁目2番3号
オービック御堂筋ビル 2階
オービックホール ホールD+E

日 時

2026年3月27日 (金) 午前10時
(受付開始: 午前9時30分)

交通のご案内

■ 地下鉄御堂筋線

「淀屋橋駅」下車
南出入口 (⑬号出口) から
徒歩約3分

「本町駅」下車
北出入口 (⑥号出口) から
徒歩約4分

■ 京阪電車

「淀屋橋駅」下車
出入口 (③号出口) から
徒歩約7分